

基発第 0329008 号
平成14年3月29日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

中小事業主等特別加入者に係る業務上外の認定基準の一部改正について

中小事業主等特別加入者に係る業務上外の認定基準に関する取扱いについては、昭和40年12月6日付け基発第1591号「特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて」（以下「1591号通達」という。）により取り扱ってきたところであるが、この取扱いの一部を下記のとおり改めることとしたので、事務処理に遺漏のないよう期されたい。

記

- 1 記の第1の1の(1)のロ及び(注)の「時間外労働」を「時間外労働又は休日労働」に改める。
- 2 記の第1の1の(1)のハの「就業時間（時間外労働を含む。以下同じ。）に接続して行われる準備・後始末の業務」を「イ又はロに接続して行われる業務（準備・後始末行為を含む。）」に改める。
また、(注)を全文削除する。
- 3 1591号通達の記の第1の2の次に第1の3として次を加える。
 - 3 業務上外の判断についての留意点
疾病に係る業務上外の判断のために就業時間の把握を行う場合は、当該特別加入者が客観的に就業したことが明らかな時間を就業時間とすること。
- 4 施行日
本通達は平成14年4月1日以降に発生した災害について適用する。

基勞補発第 0329001 号

、 平成 14 年 3 月 29 日

都道府県労働局

総務部（労働保険徴収部）長

殿

労働基準部長

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

（公 印 省 略）

中小事業主等特別加入者に係る業務上外の認定基準の
一部改正に伴う事務処理上の留意事項について

中小事業主等特別加入者（以下「特別加入者」という。）が特別加入申請書記載の
所定労働時間外に就業する場合には、これまで、当該事業場の労働者が時間外労働
を行っている時間の範囲（以下「労働者の就業時間」という。）内において業務遂行性
を認めてきたところである。

しかしながら、災害の発生状況等から明らかに労働者に準じた業務を行っている
場合についても業務遂行性を認めるべきとの不服申立てが少なからず見られ、労働
保険審査会においても平成 14 年 2 月 8 日付け裁決書（平成 11 年労第 138 号）
において、労働者の有無により一律に業務遂行性を認めないことは妥当性を欠くと
の附言がなされたところである。

このような状況をも踏まえながら特別加入者に係る業務上外の認定基準の見直し
を行った結果、今般、平成 14 年 3 月 29 日付け基発 0329008 号（以下「通
達」という。）によりその一部改正が行われたところであるので、その運用に当たっ
ては、下記に留意の上、事務処理に遺漏のないよう期されたい。

記

1 通達の記の2の「イ又はロに接続して行われる業務」の解釈について

通達の記の2の「イ又はロに接続して行われる業務」、すなわち、特別加入申請書別紙の業務の内容欄に記載された所定労働時間又は労働者の時間外労働・休日労働に接続して行われる業務とは、労働者とともに就業していた場所において継続して就業した（又は就業が予定される）ことをいい、例えば、当日やり残した仕事の処理、仕事全体が円滑、効率的に行われるために必要な前処理等の通常作業の準備のための作業等が考えられる。

また、当該業務の過程で、短時間の休息、休憩あるいは食事の行為があったとしても、その間を除き、前後に接続して行われる業務として取扱うものである。

なお、特別加入者が単独で行う業務が事業主本来業務であったり、労働者の出勤が予定されない休日等に特別加入者が単独で作業を行う場合はこれまでどおり補償の対象とはならないものである。

2 特別加入者の就業時間の判断についての留意点について

特別加入者の疾病に係る業務上外を判断する際に、特別加入者の長期間の就業時間の把握が必要となる場合があるが、特別加入者の就業時間については、タイムカード、業務日報、コンピュータの使用時間の記録、施錠記録等の労働者の労働実態を示す客観的資料を参考に、関係者からの聴取り等により、その就業実態を可能な限り詳細に把握し、労働者に準じた業務に就業していることが客観的に把握できた時間を就業時間として取り扱うこと。

3 周知について

労働者の就業時間に接続して行われる（又は接続が予定される）業務及び特別加入者の脳・心臓疾患等の疾病の認定に当たって、明らかに労働者に準じた業務を行っていたと認められる場合にのみ業務遂行性を認めるものであるため、その旨を特別加入を希望する事業主及び労働保険事務組合に、周知徹底すること。